

香美町障害者福祉計画策定に関するアンケート調査業務仕様書

1 業務の名称 香美町障害者福祉計画策定に関するアンケート調査業務

2 業務の期間 契約締結日の翌日から令和5年10月31日（火）まで

3 業務の目的

本町では、障害のある人が住みなれたまちで、地域の人とお互いに支えあいながら安心して生活できるまちづくりを進めるため、2006年3月（平成19年3月）に第1期香美町障害者福祉計画を、2012年3月（平成24年3月）に第2期香美町障害者福祉計画を、2018年3月（平成30年3月）に第3期障害者福祉計画をそれぞれ策定し、障害福祉の向上に向けた取り組みを進めている。

2018年3月に策定した第3期障害者福祉計画が2023年度（令和5年度）末をもって満了を迎えるにあたり、本町における障害者等の状況を踏まえながら第4期障害者福祉計画を策定するため、障害者施策に対する意見や要望、満足度などのアンケート調査を行い、今後の障害者施策のあり方についての基礎資料の作成を行う。

4 業務の内容

(1) 調査概要

ア 調査対象

香美町在住の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳所有者並びに障害福祉サービス受給者

イ 調査対象者の抽出方法及び調査票配布件数等

（ア） 調査対象者の抽出方法

障害者手帳等所有者数、障害福祉サービス受給者数及び年齢に応じた無作為抽出

（イ） 調査票配布件数 約1,300件

（ウ） 想定回収率 50%

ウ 調査方法

郵送（配布、回収ともに町が実施）

エ 調査実施期間

令和5年7月初旬～令和5年7月下旬

(2) 調査項目（例）

ア 回答者属性

年代、家族構成、居住形態、主な介助者 他

イ 特定の項目

障害への理解、日常生活上の支援、ニーズ、各種施策への満足度 他

ウ その他

町が任意に設定する項目

（受託者からの提案を町及び受託者で協議の上決定）

5 業務の内容

(1) 調査票の設計支援

町が設計する調査票の設問項目について、町の求めに応じアドバイスを行うものとする。

(2) 集計及び分析

町が回収した調査票を基に、調査票に記入間違いがないかどうかの点検を行った上で、入力設定、データ入力、調査票回答整理、自由記述欄整理、単純集計、回答者属性及び設問間のクロス集計、グラフ化処理、課題の整理等を行い、各集計結果に基づいた分析と考察を行う。

6 業務の適正な実施について

(1) 関係法令の遵守

本業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止にその他個人情報の保護に努め

ること。

(3) 守秘義務

本業務の実施により知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

7 成果品

成果品については、「5 業務の内容」に即した分析結果報告書としてとりまとめ納品することとし、詳細については別途協議の上、決定するものとする。

(1) 障害者福祉計画策定に関するアンケート調査結果報告書

ア 分析結果報告書（簡易製本） 2部

イ 分析結果報告書概要版 2部

概要版の作成にあたっては、報告書の要約にとどまらず、各種会議等での説明資料としての見やすさ、分かりやすさに特に配慮すること。

ウ 分析結果報告書及び分析結果概要版（電子媒体） 1部

エ 集計結果の電子データファイル

(2) その他、町との協議により必要とされたもの

8 業務分担

本業務における業務分担は次のとおりとする。

- (1) スケジュール 町及び受託者の協議により決定
- (2) 調査（質問）項目の決定 町及び受託者の協議により決定
- (3) 調査票の作成 受託者が実施
- (4) 調査票の印刷 受託者が実施
- (5) 封筒の印刷 受託者が実施（発送用、返信用）
- (6) 調査票の封筒への封入 受託者が実施
- (7) 調査票の発送及び回収 町が実施
- (8) 調査票の取りまとめ及び点検 受託者が実施
- (9) 調査表データ入力 受託者が実施
- (10) 集計及び分析項目 町及び受託者の案を基に決定
- (11) 分析結果報告書及び分析結果報告書（概要版）の作成 受託者が実施

9 契約不適合責任

本業務の完了後1年間は、業務の成果に不備があり、町が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査・回答するものとする。調査の結果、成果物に対して契約不適合等が認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に町の承諾を得てから着手し、修正結果等について町へ報告することとする。

10 著作権

- (1) 本業務の成果品及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉等は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。
- (2) 本業務の成果品及び電子データ等の作成者の著作権を当該成果品の引き渡し時に町に無償で譲渡するものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた時は、双方協議のうえ定めるものとする。